

発行：株式会社 寿資産評価 愛知県刈谷市寿町四丁目 303 番地カメリオンビル 1st2F-2
 Tel. 0566-45-6118 Fax. 0566-45-6119 URL. <http://www.kotobuki-pro.co.jp>

裁判所等	裁判年月日	裁判結果	上訴等
判決／広島高等裁判所松江支部 (控訴審)	平成 26 年 9 月 29 日	取消	—
事件番号	事件名		
平成 25 年 (行コ) 第 9 号	固定資産税賦課決定処分取消請求控訴事件		
キーワード	登記簿、公図、課税要件、台帳課税主義		

台帳課税主義の要件とは？

(1) 事案の概要

- ・公図混乱地域内において、登記簿上、二筆の土地が記録されているが、実体として両土地が同一地で重なっていると推測される。
- ・課税庁が土地の登記簿上の所有者に対し固定資産税賦課決定処分をしたところ、控訴人が課税処分は違法であると主張し、同処分の取消しを求めた事案である。



(2) 争点

- 固定資産税賦課手続において、対象土地が存在しない場合と同様に評価すべき事情があるか。
- 本件各土地につき、法 3 4 3 条 4 項の適用又は類推適用により、本件各土地の使用者に対して固定資産税を課すべきであるといえるか。
- 被控訴人は、本件各土地の登記簿上の所有者と真の所有者とが異なることを認識しており、台帳課税主義のいかににかかわらず、控訴人に対する本件各土地に係る固定資産税の賦課が違法となるか。

(3) 判決

取消

〈広島高裁松江支部の判決要旨〉

- 登記簿上に土地が存在しても、実体としての土地が存在していなければ課税の根拠がなく課税要件を欠くと言わざるを得ない。
- 理由としては、市町村長に固定資産の状況につき、実地調査を義務付け（法 4 0 8 条）、地目の認定については現況主義を採用し、地積についても登記簿に登録されている土地の登記簿に登録されている地積が現況の地積よりも大きいと認められる場合における当該土地の地積は、現況の地積によるものとするなど、現況で土地の存在が確認されることを前提とした規定を置いていることが挙げられる。
- 市町村長が当該年度の賦課期日における固定資産の所有者に課税するためには、実地調査の結果を踏まえ、現況において課税対象である当該固定資産が他の土地と識別可能な程度に特定して存在していることが必要というべきである。

(4) 判決理由のポイント

①地方税法第 343 条第 1 項及び第 2 項には固定資産税の納税義務者として固定資産の所有者、換言すると登記簿等に所有者として登記されている者をいう旨の規定があります（台帳課税主義の原則）。

この台帳課税主義の原則は、実務上、真の所有者の把握は容易ではなく、所有関係は長期にわたり判断し難い場合がある等の理由から採用されているものです。

また、固定資産評価基準及び固定資産評価基準解説にも、以下のように同様の趣旨の記載があります。

固定資産評価基準（別表第 3 画地計算）

2 画地の認定

各筆の宅地の評点数は、一画地の宅地ごとに画地計算法を適用して求めるものとする。この場合において、一画地は、原則として、土地課税台帳又は土地補充課税台帳（登記簿と読み替えることも可）に登録された一筆の宅地によるものとする。

固定資産評価基準解説（土地編）p180

“固定資産税ではいわゆる台帳課税主義の原則が採られており、土地の納税義務者は通常賦課期日現在において登記簿に登録された所有権の登記名義人とされている。”

②上記台帳課税主義の原則についての当事者の主張は異なりました。

納税者は、“あくまで課税対象である不動産が現実に存在し、位置や形状が特定できることを前提に適用がある建前であって、台帳課税主義によって新たに納税義務が生み出されるものではない。”と主張しています。

対して自治体は、“土地の位置、形状等について厳密に特定を求めることは、公図が正確なものでないことが公知の事実であることを踏まえ、地積調査を終えていない地域ではおよそ課税できない事態を生じかねず、妥当でない。”と反論しました。

③裁判所の判断

裁判所は、土地の位置及び現況について公図や字図などにより検討した結果、“本件土地がどこかに存在することを認めるに足る証拠はない。”と、土地の存在を否定しました。

その上で、台帳課税主義により納税義務を免れ得ないかについては、“固定資産税は応益税としての性格をもつものであるから、登記簿上に土地が存在しても、実体としての土地が存在していなければ、課税の根拠がなく課税要件を欠くと言わざるを得ない。”と、台帳課税主義の原則の前提として、実体としての土地の存在を要件とし、納税者の主張を認めました。台帳課税主義の原則は、納税義務者や地積などについて台帳記載事項が正しいと推認することにより、課税の安定性を図ることが趣旨であり、納税義務が無いものにまで、納税義務を生み出すものではないと考えられます。

このようなことから、課税事務においては、自治体内の土地について、土地登記簿（土地課税台帳）データと地番図図形データとの突合により、不一致データを把握し、解明しておく必要があると考えられます。

以上